

京都府賃貸住宅供給促進計画の策定（中間案）に係るパブリックコメントの要旨

- 意見募集期間：令和3年12月22日（水）～令和4年1月11日（火）
- 意見提出者数：4名、7件
- パブリックコメントの要旨及びこれに対する考え方：下記のとおり

| 項目 | 意見の要旨 | 対応状況 (考え方) |
|--|---|--|
| 【提案】 住宅確保要配慮者について A氏 | 京都は学生の街でもあり、高齢者だけでなく困っている若者や学生についても取り組みが必要。また、単に住宅を供給するというだけでなく、助けあいや人の繋がりを生み出せるような仕組みづくりなどソフト的な取り組みも必要ではないか。 | 御意見のとおり、困っている若者等にも取り組みが必要と考えており、本計画でも、京都府総合計画に定める将来像である「誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人とコミュニティを大切にする共生の京都府』向け、高齢者や障害者に加え、若者や学生も含めた低額所得者、子育て世帯等すべての人が安心して暮らせる住生活の実現を推進していくこととしています。 また、単なる住まいとしての住宅確保だけでなく、人との繋がり等も必要と考えており、本計画とあわせて改定する住生活基本計画の目標2において、高齢者同士や高齢者と若者とが支え合う住まいの仕組みづくりを推進することとしています。 |
| 【応援】 住宅確保要配慮者の入居の促進施策の推進について B氏 | 高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を促進するのに必要な課題には、全国的なものもあることから、そういった課題については国とも情報共有をしていくことが必要ではないか。また関係者が連携して施策を進めるには、基礎的な情報共有が不可欠なので適切に情報共有して欲しい。 | 御意見ありがとうございます。住宅確保要配慮者の様々な状況に対応して入居を促進するには、行政に加えて福祉関係団体や不動産関係者、要配慮者の状況に応じて相談や見守りを行う居住支援法人などの関係者の情報共有や連携が不可欠と考えております。また、全国的な課題に対しては国土交通省の役割が、地域個別課題については市町村の役割も重要と考えており、国や他府県、府下市町村との情報共有、連携も進めていきます。 |
| 【応援】 住宅確保要配慮者について C氏-NO.1 | 妊娠している者がいる世帯を住宅確保要配慮者に含めているのは、子育て世帯を積極的に応援している京都府として良いと思う。今後は様々な形態の家族(同居者)がでてくるため、制度を進めるにあたっては柔軟に対応して欲しい。 | 賛同ありがとうございます。京都府は、子育て環境日本一を目指しており、本計画での取り組みに加え、住生活基本計画においても安心して子どもを産み育てることができる住まい・まちづくりを進めていきます。 また、令和17年には単独世帯が42%になると見込まれていることや、シェアハウスなどの共同居住型の広がりなどもあることから、御意見のとおり、今後は様々な住まい方が増えていくと考えており、施策の実施にあたっては社会情勢の変化を踏まえて対応していきます。なお、京都府では、「次世代下宿京都ソリデール事業」など高齢者と学生が同居して支え合う取り組みも推進しています。 |

| 項目 | 意見の要旨 | 対応状況 (考え方) |
|--|--|--|
| <p>【提案】 セーフティネット登録住宅の基準について C氏-NO.2</p> | <p>セーフティネット登録住宅の基準が床面積 25 m²となっている。床面積に応じて家賃も決まるため、入居する住宅確保要配慮者の家賃負担能力も考えると床面積の基準を見直してもいいのではないか。</p> | <p>セーフティネット住宅の規模に関する登録基準については、府内の活用可能な賃貸住宅ストック数を踏まえ法令基準と同じ25m²としていますが、今後の動向に応じて見直しを検討することとしております。</p> <p>なお、共用部分に共同で利用できる台所や浴室などの設備を備えて各戸に備える場合と同等以上の居住環境を確保する場合や、共同居住型住宅(シェアハウス)についての面積基準は別の基準のため、本計画第4章の用語の定義に追記することとします。</p> |
| <p>【表現】 用語解説の追加について C氏-NO.3</p> | <p>耐震性や京都府福祉のまちづくり条例などは、用語の説明があった方が分かりやすいのではないか。</p> | <p>御意見を踏まえて、第4章の用語の定義で説明します。</p> |
| <p>【提案】 公営住宅の活用について D氏-NO.1</p> | <p>公営住宅の入居世帯のうち入居資格の収入基準を超えている世帯については、公営住宅からの退去が促進されているが、住宅確保要配慮者対策と自治会活動の活性化やコミュニティミックスの観点等からも、そのように一律に退去の促進するのは見直せないか。</p> | <p>公営住宅は住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定確保を図ることを基本としていますが、住宅確保要配慮者への住宅セーフティネットへの取り組みについては、民間賃貸住宅もあわせた住宅市場全体で、社会情勢の変化等に応じて公営住宅、公的賃貸住宅でも取り組むこととしております。</p> <p>なお、賃貸住宅供給促進計画とあわせて改定する住生活基本計画の目標4において、公営住宅を地域コミュニティ活性化等にも活用していくこととしています。</p> |
| <p>【表現】 用語解説やわかりやすい書きぶりに関しての意見 D氏-NO.2</p> | <p>生活困窮者と低額所得者の違いや、セーフティネット登録住宅の登録基準についてなどは、記載した方が丁寧ではないか。またそれぞれの政策について具体的な例示もあるといいのではないか。</p> | <p>御意見を踏まえて、第4章の用語の定義で説明します。</p> <p>また、個別の施策は本計画を基に今後、取り組むこととしておりますが、第3章の賃貸住宅の供給の目標を達成するために必要な事項などについても、できるだけ具体的な表現とします。</p> |